令和８年（フ）第１８２８号
名古屋市名東区香流２丁目1106番地　ＹＭマンション４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区長良町３丁目184番地　マーベラスＡ202号
債務者　長本　真奈
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８４７号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘18棟102号
債務者　廣田　博子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１８６８号
名古屋市昭和区折戸町５丁目28番地　天理教、従前の住所愛知県知立市八橋町池下141番地　パークハイム102号
債務者　アルシリア　リチェル　エンコミエンダこと　ＡＲＣＩＬＬＡ　ＬＩＣＨＥＬＬＥ　ＥＮＣＯＭＩＥＮＤＡ
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９０７号
愛知県半田市有楽町８丁目13番地　ハイツヤマオ308号
債務者　青木　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９１１号
名古屋市港区港北町２丁目36番地　新港北荘Ｔ－11棟205号、住民票上の住所三重県いなべ市大安町丹生川久下2363番地１
債務者　柴原　秀眞
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９２９号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目460番地　加賀荘８号
債務者　中島　幹夫
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２８号
名古屋市中区大須２丁目27番40号　新日本ビル８Ｄ号
債務者　牧野　里加
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２２２９号
名古屋市中区大須２丁目27番40号　新日本ビル８Ｄ号
債務者　岩田　友希
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３２６号
愛知県津島市唐臼町西島57番地１
債務者　服部　慎也
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３５６号
名古屋市中川区柳森町2118番地　メゾン柳森202号
債務者　工藤　那奈
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第３５６号
宮崎県西都市水流崎町５番地
破産者　吉永　栄子
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第４９号
福岡県小郡市津古846番地33
破産者　井上　貴雄
1　破産債権の届出期間　令和８年10月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月28日午前11時30分
令和８年９月11日
福岡地方裁判所久留米支部

令和６年（フ）第５６３７号
東京都千代田区内神田１－８－９
破産者　合同会社ＲＤ
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年11月９日午後２時50分
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８６号
大阪府吹田市内本町１丁目19番29号
破産者　佐藤　弘子
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年11月16日午後２時20分
令和８年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５９５号
広島市南区西霞町２番31―801号
破産者　株式会社ティーエスコーポレーション
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年12月18日午後２時
令和８年９月15日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第６８号
大分県豊後高田市高田2340番地エスポワールⅠ202
破産者　大家　寿弥
1　破産債権の届出期間　令和８年10月15日まで
2　一般調査期日　令和８年11月11日午後１時10分
令和８年９月16日
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３３号
兵庫県宍粟市山崎町青木426番地２
破産者　山本　　優
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月６日午後１時30分
令和８年９月11日　神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第１８号
熊本県熊本市西区春日７丁目27番40号　ノーブルＣ
破産者　丸木　勝一
1　破産債権の届出期間　令和８年10月16日まで
2　一般調査期日　令和８年11月16日午後１時10分
令和８年９月16日　熊本地方裁判所天草支部

令和６年（フ）第１６９号
長崎県佐世保市瀬戸越一丁目1457番地１
破産者　有限会社川野商店
1　破産債権の届出期間　令和８年10月19日まで
2　一般調査期日　令和８年12月４日午前10時30分
令和８年９月14日
長崎地方裁判所佐世保支部破産係